

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料に関する事項

① 療養病棟基本料 20 対 1

療養病棟入院基本料 2

当病棟では 1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 名以内です。
- ・ 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 名以内です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 名以内です。

② 地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1

地域包括ケア入院医療管理料 1

13 対 1 以上（必要最小数の 7 割以上が看護師）が配置されています。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

III 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており

入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行い、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）適温にて提供しております。

2) 基本診療料の施設基準に係る届出

- ・療養病棟入院基本料
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算
- ・地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1

3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)
理学療法士 4名
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料 21

IV 保険外負担に関する事項

当院では、必要に応じた実費のご負担をお願いしております。

(1) 各種文書料 (税込)

- ① 1通：1,100円 (病院用診断書・老人ホーム・GH入所用・その他簡易なもの)
- ② 1通：2,200円 (警察署提出用)
- ③ 1通：3,300円 (死亡診断書・後見人申請診断書)
- ④ 1通：4,400円 (身体障害・障害年金・生命保険(入院・手術)・保険会社死亡診断書)

※ その他詳しくは医事課までお尋ね下さい。